

輸出業組合ヲ以テ其ノ會員トス

第六十三條第二項中「第三十六條第一項」ヲ「第四十

四條ノ十一第一項」ニ改ム

第六十八條 第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十條、第十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、

第四十四條ノ六、第四十四條ノ八乃至第四十四條

ノ十、第四十四條ノ十一第一項、第四十四條ノ十

一及第四十五條ノ規定ハ蠶絲業組合聯合會ニ之ヲ

準用ス但シ第四十四條ノ八第一項中第六十五條ト

アルハ之ヲ第七十六條トシ第六十三條第一項トア

ルハ之ヲ第七十五條第一項トス

第七十四條第一項中「第五十七條第二號乃至第七號

ノ」ヲ削リ同條ニ左ノ一項ヲ加フ

前二項ニ掲タル者ノ外蠶絲業ニ關係アル法人ハ其

ノ會員ト爲ルコトヲ得

第七十五條第二項及第七十八條第三項中「第三十六

條第一項」ヲ「第四十四條ノ十一第一項」ニ改ム

第七十九條 第四條乃至第六條、第九條第一項、第

十二條乃至第十四條、第四十四條ノ三、第四十四

條ノ八乃至第四十四條ノ十、第四十四條ノ十一第一

項、第四十四條ノ十二、第四十五條、第六十四

條及第六十七條ノ規定ハ日本中央蠶絲會ニ之ヲ準

用ス

第一百二十三條 駕業法中左ノ通改正ス

第四十四條ノ二中「產業組合中央金庫」ヲ「農林中央

金庫」ニ改ム

第一百二十四條 郵便貯金法中左ノ通改正ス

第四條第三項中「產業組合又ハ產業組合中央金庫」ヲ

「市町村農業會、道府縣農業會、全國農業經濟會、

産業組合、産業組合聯合會又ハ農林中央金庫」ニ改

ム

第一百三十條 昭和十五年法律第九十二號中左ノ通改正

ス

第三條中「畜產組合、畜產組合聯合會」ヲ「馬匹組合

聯合會、市町村農業會、道府縣農業會」ニ

改ム

第二十一條第三項中「產業組合貯金」ノ上ニ「市

町村農業會貯金」ヲ加フ

農業會貯金」ヲ、「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會」

ヲ加フ

馬匹組合聯合會、市町村農業會、道府縣農業會」ニ

ハ百十九條ノ規定施行前此等ノ規定ニ依リ改正ニ

係ル畜產組合法、軍馬資源保護法、產業組合法又ハ

產業組合中央金庫法ノ罰則ヲ適用スベカリシ行爲ニ

付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第一百二十六條 種馬統制法中左ノ通改正ス

第二條第二項中「畜產組合、畜產組合聯合會」ヲ「馬

匹組合、馬匹組合聯合會」ニ改ム

第十條及附則第八項中「畜產組合又ハ畜產組合聯合

會」ヲ「馬匹組合又ハ馬匹組合聯合會」ニ改ム

第一百二十七條 森林法中左ノ通改正ス

第七十四條ノ六 第七十四條ノ三第一項ノ規定ニ依

リ出資ヲ爲サシム森林組合聯合會ハ日本勸業銀

行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行、農工銀行又

ハ農林中央金庫ニ對シ所屬組合又ハ所屬聯合會ノ

爲ニ債務ノ保證ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ債務ノ保證ヲ爲シタルトキハ同

任ヲ受ケ其ノ債權ノ取立ヲ爲スコトヲ得

項ノ森林組合聯合會ハ銀行又ハ農林中央金庫ノ委

託業法中左ノ通改正ス

第一百二十九條 製絲業法中左ノ通改正ス

第一條第二項中「產業組合」ノ上ニ「市町村農業會、

道府縣農業會」ヲ加フ

第一百二十九條 健民特別指導地區設定ニ關スル件

(昭和十七年九月十二日)

(地方長官宛厚生次官通牒)

人口ノ急激ニシテ且永續的ナル發展増殖ト其ノ資質ノ飛躍的向上トヲ圖リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトヨロナルモ之ガ急進ナル

實現ヲ期スル爲ニハ國民ノ熱意ト關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依ル指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的且徹底的實施トヲ必要トスルニ鑑ミ今般別紙要綱ニ依リ

健民特別指導地區ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果舉ゲントス仍テ之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラレ度尙之ガ實施細目ニ付テハ追テ指示ノ豫定ニ付地區指定申請ハ右指示ヲ俟ツテ之ヲ行ハルベキモ本年度ニ於テハ不取敢既定豫算ノ執行ニ當リ本要綱ニ則リ重點的ニ支出ヲ行フ方針ナルヲ以テ貴道府縣ニ於ケル豫算執行ニ就テモ本要綱ノ趣旨ニ即應シ支出ヲ行フハ勿論之ガ目的達成ニ遺憾ナキヤウ豫メ御配慮相成度

健民特別指導地區設定要綱

一、趣旨

人口ノ急激ナル増加ト其ノ資質ノ飛躍的向上トヲ圖リ以テ健民ノ實ヲ擧グル爲メ豫て政府ニ於テハ種々施策シツ、アルトヨロナルモ之ガ急速ナル具現ヲ期スル爲ニハ國民ノ之ニ對スル熱意ヲ必要トスルノミナラズ關係各方面ノ緊密ナル連絡協調ニ依ル指導助成其ノ他各種施策ノ綜合的ニシテ且徹底的ナル實施トヲ必要トス仍テ「健民特別指導地區」ヲ設定シ特別指導ニ依リ所期ノ效果ヲ擧ゲルト共ニ之ニ依ツテ歸納セラル、結果ヲ基礎トシテ全國的健民對策ノ樹立竝ニ實施ノ資ト爲スモノトス

二、方法

一定地域ヲ指定シテ健民特別指導地區トシ之ニ對シ

國、道府縣、關係團體等ノ指導助成其ノ他各種施策

ヲ徹底集中シ現在ノ施設ヲ最大限度ニ活用スルト共ニ特ニ必要ト認メラル、事項ニ關シテハ可及的之ガ

實現ヲ圖ルコト

三、特別指導ノ對象タルベキ地域ノ名稱
健民特別指導地區(以下單ニ地區ト稱ス)

四、地區ノ規模
地區ノ大サハ概ネ左ノ規準ニ依ルコト

(イ) 原則トシテ町村、市ニ在リテハ町村程度ノ人口ヲ有スル市内一團地トスルコト

(ロ) 必要アル場合ハ市(六大都市ニ在リテハ區)若ハ保健區又ハ部落程度ノ小規模ノ一團地ト爲スコトヲ得ルコト

五、地區ノ數
地區ノ數ハ各道府縣及六大城市毎ニ概ネ一箇所トスルコト但シ小規模ノ一團地ノ場所ハ之ヲ合シテ一箇町村程度タラシムルコト

六、地區ノ指定
(イ) 地方長官地區ハヲ選定シ現狀調査ヲ添ヘ厚生大臣ニ地區指定ノ申請ヲ行フコト

(ロ) 指定スペキ地區ハ既ニ保健所ノ設置アル保健區内ノ地域タルベキモノトシ現ニ指定ノ事項ニ關シ特別指導ノ對象タルモノハ特ニ考慮スルコト

(ハ) 道府縣、公共團體及關係團體等ハ政府ノ方針ニ即應シ指導ヲ之ニ集中スルコト

七、指定後ノ措置
(イ) 地區ノ指定アリタルトキハ地方長官ハ直チニ指定地區毎ニ基礎調査ヲ行ヒ差シ當リ三箇年ヲ限リ健民特別指導計畫ヲ樹立シ厚生大臣ノ承認ヲ得テ之ガ實施ニ着手スルコト

(ロ) 研究所及人口問題研究所(含ム)ヲ中心トシ各省協力ノ下ニ指導助成ヲ之ニ集中スルコト

(ハ) 道府縣、公共團體及關係團體等ハ政府ノ方針ニ即應シ指導ヲ之ニ集中スルコト

八、健民特別指導委員會
健民特別指導ノ徹底ヲ期スル爲道府縣ニハ地方長官ヲ委員長トスル道府縣健民特別指導委員會、厚生省ニハ厚生次官ヲ委員長トスル厚生省健民特別指導委員會ヲ設置スルコト

九、其ノ他
健民特別指導ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ之ヲ定ムル

(内政部長宛厚生省人口局議長通牒)

1 出生率ノ狀況
2 流早死產ノ狀況
3 乳幼兒死亡ノ狀況

4 結核蔓延ノ狀況
5 國民體力法ニ依ル體力檢查及壯丁檢查ノ成績
6 體力鍛成ノ狀況
7 環境衛生ノ狀況
8 其ノ他

八概要別紙(一)ニ依リ地區ノ基礎調査ヲ行フニ當リ必

要ナル調査票ニ關シテハ別紙(二)ニ依リ御取計相成度
(別紙一)

健民特別指導地圖基礎調査事項

健民特別指導地圖ニ付行フベキ基礎調査ノ事項トシテ
ハ昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號指導課長名願

府縣警察部長宛保健所業務開始ニ關スル通牒(別添一
參照)中四ノ保健所ニ於テ調査スベキ事項ノ外左記各

項ヲ附加スルモノトス

記

一、國勢調査各年次別戸數及男女別人口(可成現住人
口モ調査コト)

一、業種別工場數及性別年齢別職工數(現在)(業種ハ
ノ大分類(昭和十五年十一月二十七日官報登載ニ依
ルコト)

一、學校別、性別、年齢別、兒童數並ニ性別教員數
(現在)(分校ハ一校トシテ〇〇分校ノ如ク記載スル
コト)

一、國勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類

昭和十五年國勢調査ノ結果表章ニ用フベキ産業分類

ノ大分類(昭和十五年十一月二十七日官報登載ニ依
ルコト)

一、地域内町村別出生率(年次別年齢別)

一、地域内町村別死亡率(年次別年齢別)

一、地域内町村別出生率(年次別年齢別)

一、地域内町村別死亡率(年次別年齢別)

一、地域内町村別出生率(年次別年齢別)

一、地域内町村別死亡率(年次別年齢別)

一、乳幼兒一齊検査成績

[参考別添二]

八保健所業務開始ニ關スル件

(昭和十三年三月二十六日衛發第九〇號
府縣警察部長宛指導課長)

一、妊娠、分娩、產褥ニ原因スル死亡婦人數(最近五
ヶ年間)

一、法定傳染病月別患者數及死亡數(最近五ヶ年間)

一、國民健康保險其ノ他ノ診療ニヨル病類別罹病者數
及罹病率

一、法定傳染病年次別年齡別(五歳階級別)患者數及死
亡數(最近十ヶ年間)

一、體力検査成績(結果報告書寫)(地區ニ於テ事務
所、商店、工場、事業場等ノ事業主又ハ管理人若ハ
各處校長ノ施行セルモノヲ全ム)

一、乳幼兒一齊検査成績

一、體力掌檢定成績(年次別年齡別)

一、地域内町村別隔離病舍及收容數

一、地域内町村別法定傳染病患者死亡

◎保健所ニ於テ調査スベキ資料

一、地域内町村別壯丁検査成績(既往十ヶ年間)

一、地域内町村別結核死亡(〃)

一、地域内町村別死亡原因(〃)

一、地域内町村別法定傳染病患者死亡

別編
二

在現者(甲)										各欄記入上記入特ニ意基	氏名		
9	2	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		(1)
												一、昭和年月日時 二、昭和年月日時 三、未ダ命名シナイモノハ名ヅケズト記入シテ下 四、歸郷者(長期ニ瓦ツテ居住スル目的ヲ以テ歸郷後一ヶ年以内ノモノ)ハ姓名ノ右上ニ病氣ノ爲歸郷シタルモノハ・印其ノ他ハ○ヲ付ケテ下 五、出郷者(ハ乙欄ニ記入シテ下サイ)	一、世帯ニ於ケル地位
												一、實際ニ生レタ年月日全然不詳ノ場合ニハ「凡何惑ト記入シテ下サイ」 二、準世帯ニ在ルモノハ準世帯トノ關係ヲ寄留人、患者、宿泊人、事務員等ト記入シテ下サイ	男女ノ別
												一、男ハ女ハ(印ヲツケテ下サイ) 二、生レタ年月日全然不詳ノ場合ニハ「凡何惑ト記入シテ下サイ」 三、既婚者ハ初メテ結婚シタ年齢ヲ「初婚何歳」ト記入シテ下サイ	出生ノ年月日
												一、マダ結婚シタコトノナイ者ハ未婚ト記入シテ下サイ 二、有配偶者ニシテ結婚届ヲシテイナイ者ハ有配偶ト記入シテ下サイ 三、配偶者ニ死別又ハ離別シテ現ニ獨身デ居ル者ハ死別又ハ離別ト記入シテ下サイ 四、既婚者ハ初メテ結婚シタ年齢ヲ「初婚何歳」ト記入シテ下サイ	配偶ノ關係
												一、文字ハ明瞭ニ黒又ハ青インキデ記入シテ下サイ 二、同一ノ記入事項モ「同一」又ハ「同一」ト記入セズニ繰返シテ記入シテ下サイ 三、裏面ノ記入例ヨク見テカラ記入シテ下サイ	調查員檢印
												調査票記入者氏名	

(6)

(イ) 職名及職業上ノ地位

職

業

(7) 出生地

(8) 民籍又ハ國籍

- 一、職業アル者ハ農工商等ノ總稱
會社員、職工等ノ略稱ヲ用ヒズ其ノ種類、職業
上ノ身分勤柄等ガ明ラカニナルヤウナ呼稱ヲ
記入シテ下サイ 例ヘバ××國民學校訓導、
○○會社金屬旋盤工、△△製造工等ノ如ク記
入シテ下サイ
- 二、農作ニ從事スル者ハ自作、小作、自作兼小
作ニ區別シテ記入シテ下サイ
- 三、家族ニシテ世帯主、其ノ他ノ家族ノ業務ヲ
補助スル者ハ其ノ從事スル職名ヲ記入シテ手
助ト附記シテ下サイ
- 四、職業ガナク收入ニヨリ生計ヲ立テ居ル者
ハ恩給年金、地代、小作料、家賃、公債利子、
配當金ノ如ク收入ノ種類ヲ記入シテ下サイ
- 五、職業ガナク學校ニ通學スル者ハ○○學校生
徒、△△大學學生ト記入シテ下サイ
- 六、職業モ收入モナク通學モデキナイモノハ
「ナシ」ト記入シテ下サイ

- 一、職業ニ從事スル場所(例ヘバ會社ノ所
在地等)ノ道府縣郡市區町村名ヲ記入シ
テ下サイ
- 二、自宅デ從事スル者又ハ自家ノ田畠、山
林デ働ク者ハ自宅ト記入シテ下サイ
- 三、從業ノ場所ガ全ク一定シテ居ナイ者ハ
不定ト記入シテ下サイ
- 四、村内ノ學校ニ通學スル者ハ自村、村外
ノ學校ニ通學スルモノハ學校ノ所在スル
道府縣郡市區町村名ヲ記入シテ下サイ

- 一、村内デ生レタ者ハ自村、村外デ
生レタ者ハ出生地ノ道府縣郡市區
町村名ヲ記入シテ下サイ
- 二、出生地ノ市町村不明ノ者ハ道府
縣名ヲ記入シテ下サイ
- 三、出生地ノ全ク不明ナルモノハ不
明ト記入シテ下サイ
- 四、朝鮮、臺灣、樺太、關東州又ハ
南洋ト記入シテ下サイ
- 五、外國デ生レタ者ハ其ノ國名及地
方名ヲ記入シテ下サイ
- 六、航海中ノ船舶内デ生レタ者ハ水
上ト記入シテ下サイ

一、地域内町村別年齢別男女別人口

(○歳一歳二歳三歳七歳十四歳十五歳四十歳十五歳四十五歳以上)

一、地域内町村別學齡不就學兒童數

一、地域内町村別工場調査

一、地域内町村食品市場屠場及牛乳搾取並處理場調査

一、地域内ニ於ケル營養指導施設學校給食ヲ含ム

一、地域内町村別母乳營養代用品使用狀況

一、地域内町村別貧富調査 △註 納稅額別ナドニ依ル

一、地域内町村別衛生費調査

一、地域内關係團體(衛生、社會事業、社會教化、產業組合等)調査

一、地域内町村別醫師、歯科醫師、藥劑師、產婆

一、地域内町村別診療機關調査

◎保健所ニ於テ作製スベキ地圖

一、地域内ニ於ケル保健所々在地ト各町村トノ距離交

通ヲ表セル地圖

一、地域内町村(又ハ部落、町區)別ニ出生率(實數比

例)死産率(實數比例)ト產婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別死亡率(實數比例)ト診察機關ノ分布

ヲ示セル地圖

一、地域内町村(又ハ部落、町區)別ニ出生率(實數比

例)死産率(實數比例)ト產婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別死亡率(實數比例)ト診察機關ノ分布

ヲ示セル地圖

一、地域内町村別乳兒死亡(實數出生百付死亡比)ト

診療機關及產婆ノ分布ヲ示セル地圖

一、地域内町村別結核死又ハ結核患(實數比例)ヲ示セ

ル地圖

一、地域内トラホーム患者分布(實數比例)ヲ表セル地

圖(壯丁、學童其ノ他ノ資料ヨリ作成ス)
殊疾病、脚氣、癌其ノ他地方特別ナル疾患)

一、地域内町村別各人體寄生蟲感染濃度ヲ示セル地

圖 (資料ハ學校生徒農村住民等
整頓検査成績ニ依ル)

一、地域内山地、水田、畑地ヲ示セル地圖

一、地域内學校、寺院、公會堂等ノ分布圖

一、地域内山地、水田、畑地ヲ示セル地圖

健民特別指導地區指定ニ關スル件

依命通牒 (昭和十七年十二月二十日)
(地方長官宛厚生次官通牒)

健民特別指導地區指定ニ關スル件

依命通牒 (昭和十七年十二月二十日)
(地方長官宛厚生次官通牒)

健民國策ヲ急速ニ具現スル爲健民特別指導地區ヲ設

定シ之ガ目的達成ヲ期スルコトト相成候處今般貴縣ニ

於テハ左ノモノヲ健民特別指導地區トシテ指定相成候

條左記各項子承ノ上之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期セラ

レ度依命此改及通牒候也

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

一、昭和十七年九月十二日發人第一一五號健民特別指

導地區設定ニ關スル依命通牒中「健民特別指導地區

設定要綱」七(イ)ニ則リ速ニ健民特別指導計畫ヲ樹

立ノ上厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

ノ、設置スベキ保健婦ハ道府縣又ハ大大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

七、地區ニ於ケル國民優生思想ノ啓發ニ資スル爲左ノ

通國費配賦ノ見込ナルコト

八、地區ニ於ケル妊娠婦、乳幼兒ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

九、兒童保健思想啓發費 (國費配賦)

十、乳幼兒體力向上指導費 (〃)

十一、妊娠婦保健指導費補助 (〃)

十二、季節保育所費補助 (國庫補助)

十三、體力法施行ノ徹底ヲ期スル爲左ノ通豫算配賦ノ見込

ナルコト

十四、管理事務団託 (昭和十七年五月二十二日人發第五八二號人口局長通牒國民體力管理事務団託ノ配置ニ關スル件參照) ヲ更ニ二名配置ス

十五、第二項ノ措置及ビ第三項ノ經費其ノ他地區内ノ國民

〔別添〕
健民特別指導地區調

大阪 南河内郡千早村

北海道 旭川市北星區

商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

奈良 添上郡帶解町

計 八 地 區

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

島根 大原郡加茂町

依命通牒
(昭和十八年三月三日)

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

岡山 上道郡三幡村

健民特別指導地區指定ニ關スル件

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

廣島 深安郡引野村

定シ之ガ目的達成ヲ期スルコト相成候處今般更ニ貴

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

山口 舊浦郡豐田下村

ニ於テハ左ノモノヲ健民特別指導地區トシテ指定相

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

香川 仲多度郡龍川村

成候條左記各項了知ノ上之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期

農、商

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

愛媛 多賀郡苦田村

セラレ度依命此段及通牒候也

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

高知 安藝郡吉良川町

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

福岡 鶴手郡劍村

記

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

佐賀 東松浦郡鏡村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

熊本 鹿本郡山鹿町

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

大分 下毛郡東耶馬溪村

健民特別指導地區指定ニ關スル件

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

兵庫 播磨郡龍野町

成候條左記各項了知ノ上之ガ實施ニ付萬遺憾ナキヲ期

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

新潟 中蒲原郡根岸村

セラレ度依命此段及通牒候也

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

石川 鹿島郡龍尾村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

福井 丹生郡朝日村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

山梨 東八代郡柏村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

長野 小縣郡中鹽山村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

岐阜 加茂郡山之上村

健民特別指導地區トシテ指定セラレタルモノ

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

静岡 田方郡中郷村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

滋賀 坂田郡東黒田村

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

府縣名 地 區 名 住民ノ主 タル職業主

京都 南秦山郡千歳村及同郡馬路村ヲ合シテ一地區トス

依命通牒
(地方長官宛厚生省官通牒)

農、漁

一、昭和十七年九月十二日厚生省發人第一一五號健民特別指導地區設定ニ關スル依命通牒中「健民特別指導地區設定要綱」七(イ)ニ則リ速ニ健民特別指導計畫ヲ樹立ノ上厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

二、健民特別指導地區(以下單ニ地區ト稱ス)民ノ體力向上ヲ圖ル爲國民體力法第六條ノ二第一項並ニ同法施行令第三十二條ノ二第一項第三號ニ依リ指定ヲ行フコト而シテ右措置ヲ行フ爲同法施行規則第十一條ノ規定ニ基キ厚生大臣ノ承認ヲ受クルコト

三、健民特別指導ノ事務ヲ擔當セシムル爲國民體力管理事務団(昭和十七年五月二十一日人發第五八二號人日局長通牒國民體力管理事務団)配賦ニ關スル件參照)ヲ更ニ名配置ス

四、第二項ノ措置及第三項ノ經費其ノ他地區内ノ國民體力法施行ノ徹底ヲ期スル爲左ノ通豫算配賦ノ見込ナルコト

検査費

療養指導費

給與

嘱託旅費

圓

五、地區ノ直接指導ニ當ルベキ保健所ノ經常費補助ハ

都市關係ハ三〇、〇〇〇圓(農山漁村關係ハ二五、〇〇〇圓)ノ三分ノ一返トス

六、地區ニ於ケル保健指導ニ從事セシムル爲道府縣ニ

於テ保健婦ヲ設置シタル場合ハ左ニ依リ助成ヲ行フ

イ 設置スペキ保健婦ハ道府縣又ハ六大都市ノ保健

婦トシ一地區一名ノ豫定ナルコト但シ當該地區ガ

人口稠密其ノ他特別ノ事情アル場合ニ於テハ右ノ

外一名以上ノ増置ヲ認ムルコトアルベキコト

ロ 國庫補助ハ一人當設置費年額八百圓ノ四分ノ一

タルベキコト

七、地區内ニ於ケル姪産婦、乳幼兒ノ保健指導ヲ徹底

スル爲左ノ費用ノ支出ニ當リテハ地區ニ對シ優先且

重點的ニ之ヲ爲スコト

イ 児童保護思想啓發費(國費配賦)

ロ 乳幼兒體力向上指導費(ノ)

ハ 婦產婦保健指導費補助(國庫補助)

ニ 季節保育所費補助(ノ)

八、地區内ニ於テ昭和十五年六月十日附豫第五五號厚生次官通牒ニ基キ寄生蟲病豫防施設ヲ爲ス場合ハ左ノ助成ヲ行フ

イ 國庫補助ハ府縣支出額ノ三分ノ一トス(一戸當施設費六五圓以内)

ロ 施設府縣ハ申請ニ依リ決定スルモノトス

九、健民特別指導ノ效果ヲ舉ゲル爲地區ニ於ケル國民

健康保險組合ニ對シテハ左ニ依リ指導助成ヲ行フ

イ 地區ニ國民健康保險組合ノ設立ナキ場合ハ指定

ト同時ニ組合ヲ設立セシムルコト

ロ 結核性疾患ニ對スル療養給付期間ヲ特ニ一年ニ

延長セシメ之ガ給付ニ對シ一部負擔三割ヲ控除シ

タル額ノ八割以内ヲ補助ス但シ其ノ金額ハ被保險

者人頭割五十錢ヲ超ヘザルコト

ハ 國民健康保險一般國庫補助金ノ外特別補助トシ

テ被保險者一人當年二十錢ヲ交付スルコト

獨逸に於ける強制労務令の公布

昭和十八年一月廿八日の柏林發同盟通信電報の報ずるところによると、獨逸政府に於ては同日人的資源長官ザウケル博士の名を以て強制労務令を公布した。東

部戰線の重大化に伴ひ男女労力を遺憾なく國防任務遂行の爲に徵用することを目的としたもので、その要旨を掲ぐれば次の如くである。

一、十六歳以上六十五歳迄のドイツ男子、十七歳以上四十五歳迄のドイツ女子は労働局の調査に基き、

國家緊急の必要が存する限度においてドイツ國の國防任務遂行のために招集される。

二、勞役は國防に關聯する一切の任務であるが、労働局において招集したのち各個人に就て技能並に事情を

調査し適當な國防任務を振當てる。調査に際しては各個人は十分身邊の事情を申し出でることが出来る。

X

X

X

X

X

伊太利に於ける女子徴用制度の制定

女子労員は現世界大戰下の國際的現象であるが、外國電報の傳へる所によると、伊太利に於いては本一九四二年に於いて一九二四年生れの男子労員を行ふと共に、女子の一般商業部門への徵用制度を制定し、その

第一步として三月一日以後運輸業(長距離を除く)、劇場、シネマ等に於いて老人、又は戰傷者以外の男子の使用を禁止し、未就労の未婚女子を之に代へて強制的に就労せしむることとなつた。

なほ此の制度は今後は更に範囲を擴充し、カフェー、バー、料理店、呉服店、食料品店、婦人帽子店等にも適用せられる方針であるといふ。

一、特に婦人の場合においては自動的に労役に服するやうなことなく、労働局において各個に慎重調査を加へるが、服務に決定しても、婦人は現在の居住地域において労役に從事する。